

第 11 回山梨コンテスト規約

==== 規約が改正されました ====

コンテスト名称：山梨コンテスト
コンテスト主催者：JARL 山梨県支部
後援：(株)オギノ
実施日時案：2016 年 6 月 12 日（日曜日） 10:00-12:00JST
参加資格：日本国内の全てのアマチュア局
使用周波数・モード：
【A 部門】 7/21/28/50MHz 電信・電話
【B 部門】 144/430/1200MHz 電信・電話
JARL コンテスト周波数を使用する。

部門：

- ・ 県内
 - (Y-1) A 部門 個人局 (Y-2) A 部門 ニューカマー局
 - (Y-3) B 部門 個人局 (Y-4) B 部門 ニューカマー局
- ・ 県外
 - (O-1) A 部門 個人局 (O-2) A 部門 ニューカマー局
 - (O-3) B 部門 個人局 (O-4) B 部門 ニューカマー局

- *各部門とも電波形式の区別はしない。
- *使用電力は各局に免許された範囲で運用する。
- *ニューカマーは、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催日の 3 年前の同日以降に免許された局とする。

交信方法：

- ・ 呼出
電話 CQ 山梨 コンテスト 電信 CQ YN TEST
- ・ コンテストナンバー交換
次のナンバーを交換する。
県内局 RS(T)+自局の運用場所を示す別表の市郡ナンバー
県外局 RS(T)+自局の運用場所を示す別表の都道府県ナンバー

得点：

- 県内局との完全な交信を 3 点
- 県外局との完全な交信を 1 点
- *同一バンドで同一局との更新は電信・電話それぞれ 1 交信ずつ有効。
- *県外局同士の交信も有効です。
- *山梨県内局と 1 局以上交信すること。

マルチプレイヤー：

各バンドで交信した異なる都道府県数と山梨県内市郡数の和

総得点：

各バンドにおける得点の和 x 各バンドで得たマルチプレイヤーの和

禁止事項：

- クロスバンドによる交信
- コンテスト中の運用地点の変更
- 2 波以上の同時発射
- マルチオペレーターでの参加
- レピータによる交信

失格事項：

- 下記の 1) 2) に該当する局ならびに上記禁止事項を行った局は失格とする。失格となった局はコールサインおよび失格の理由を発表する。また、失格の日から 5 年間は山梨コンテストへの参加を認めない。
- 1) 同一バンド同一モードにおいて、重複交信がログに記載されている交信数の 2 % を超え、その交信を得点としている場合。
- 2) ログに記載されている内容について明らかに虚偽の記載が認められた場合。

表彰：

- 下記の入賞局に賞状を送る。
- 各部門の総得点順に書類提出局の 20 % 以内で、かつ最大 5 位まで。
- 5 局未満の場合は 1 位のみ。
- この他 各部門優勝者には後援企業より別途副賞の楯を贈る。

書類提出：

J A R L の電子ログフォーマットに準じて部門別に所定の事項を記入して電子メールで提出する。電子メールの件名 (subject) はコールサインのみとして、/I や/QRP・部門番号などを入れないこと。なお、やむを得ない場合のみ J A R L のコンテストサマリー・ログでの提出を郵送でも受け付ける。ニューカマー局は局免年月日をサマリー意見欄に明記すること。同一局の複数部門での書類提出は認めない。

なお、入賞対象局には、重複する交信およびマルチプレイヤーの確認資料 (チェックリスト)、交信または受信時に記入したログ (オリジナルログ)、送信機の名称、測定出力など運用時のデータ、免許関係書類等の提出を求めることがある。

提出先：yn-test@qrx.jp

郵送の場合 〒 407-0024 山梨県韮崎市本町 1-5-26 千野 方
YSRCM コンテストクラブ事務局

書類提出締切り：

6 月末日 郵送の場合も必着

発表： J N、J A R L 山梨県支部 HP ほか

なお、コンテスト運営上必要な事項は J A R L 山梨支部で協議決定する。

【都道府県並びに山梨県内市郡ナンバー表】

北海道	01	青森	02	岩手	03	秋田	04	山形	05
宮城	06	福島	07	新潟	08	長野	09	東京	10
神奈川	11	千葉	12	埼玉	13	茨城	14	栃木	15
群馬	16	静岡	18	岐阜	19	愛知	20	三重	21
京都	22	滋賀	23	奈良	24	大阪	25	和歌山	26
兵庫	27	富山	28	福井	29	石川	30	岡山	31
島根	32	山口	33	鳥取	34	広島	35	香川	36
徳島	37	愛媛	38	高知	39	福岡	40	佐賀	41
長崎	42	熊本	43	大分	44	宮崎	45	鹿児島	46
沖縄	47	小笠原	48	沖ノ島	49	南島	50		

1701 甲府市 1702 富士吉田市 1704 都留市
1705 山梨市 1706 大月市 1707 韮崎市 1708 南アルプス市
1709 北杜市 1710 甲斐市 1711 笛吹市 1712 上野原市
1713 甲州市 1714 中央市

17002 北都留郡 17003 中巨摩郡 17004 西八代郡
17007 南巨摩郡 17008 南都留郡